

令和 2年 5月 15日

お客さま並びにお取引先 各位

株式会社ビジネス・ワン貸貸管理

新型コロナウイルスによる「緊急事態宣言」一部解除に伴う体制について

拝啓

平素は弊社の貸貸管理業務にご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、令和2年5月14日の新型コロナウイルスによる「緊急事態宣言」が一部地域で解除されましたことを受けまして、弊社でも宣言期間中、感染拡大防止の観点から、通常の貸貸管理業務の一部について、勤務体制の変更を実施しておりましたが、5月15日付けで下記の通り営業時間及び勤務体制を通常時の体制に戻す判断を致しましたのでお知らせ申し上げます。なお、宣言が継続されている地域での活動に関しては対応レベルを引き下げた対応をさせていただきますのでご了承下さい。

今後とも引き続きご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1、営業時間

- ・ 午前9時 より 午後6時

⇒設備の不具合等に関するお問い合わせで緊急を要する場合は、

24時間緊急コールセンター 0120-05-9195 までお問い合わせ下さい。

2、従業員の勤務体制

- ・ 通常出勤

⇒今後は状況に応じて、「在宅勤務／テレワーク」等の導入をさせて頂く場合もございます。

3、引き続き感染防止対策を徹底することはもちろん、再度感染拡大の状況になった場合には、

その都度、業務執行体制の変更を判断してまいりますので、予めご了承下さい。

「新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および感染拡大により生活に影響を受けている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また、医療関係者をはじめ社会活動を支えてくださっている皆さまに感謝と敬意を表します」

以上